

保育所に係る認可基準等の具体的な項目

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例

本市で定める基準は，基本的には国基準（※）どおりとし，保育士配置基準など，一部独自基準を設けている。

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第62号改正現在）

（※表中の下線部分は本市独自基準）

項目 (条文番号は国府省令)		基準	備考
①最低基準の目的	第2条	・指定都市が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は，市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が，明るくて，衛生的な環境において，素養があり，かつ，適切な訓練を受けた職員の指導により，心身ともに健やかにして，社会に適応するように育成されることを保障するものとする。	
	第3条	・市長は，その監督に属する児童福祉施設に対し，最低基準を超えて，その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	
②最低基準の向上	第3条第2項	・指定都市は，最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	
	第4条第1項	・児童福祉施設は，最低基準を超えて，常に，その設備及び運営を向上させなければならない。	
③最低基準	第4条第2項	・最低基準を超えて，設備を有し，又は運営をしている児童福祉施設においては，最低基準を理由として，その設備又は運営を低下させてはならない。	
	第5条第1項	・児童福祉施設は，入所している者の人権に十分配慮するとともに，一人一人の人格を尊重して，その運営を行わなければならない。	
④一般原則	第5条第2項	・児童福祉施設は，地域社会との交流及び連携を図り，児童の保護者及び地域社会に対し，当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	
	第5条第3項	・児童福祉施設は，その運営の内容について，自ら評価を行い，その結果を公表するように努めなければならない。	
	第5条第4項	・児童福祉施設には，法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	
	第5条第5項	・児童福祉施設の構造設備は，採光，換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。	
⑤非常災害	第6条第1項	・児童福祉施設においては，軽便消火器等の消火用具，非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに，非常災害に対する具体的計画を立て，これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	

	第6条第2項	・前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。	
⑥ 職員の一般的要件及び知識及び技能の向上等	第7条	・児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	
	第7条の2第1項	・児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	
	第7条の2第2項	・児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	
⑦ 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第8条	・児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。	
⑧ 入所者を平等に取り扱う原則	第9条	・児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	
⑨ 虐待等の禁止	第9条の2	・児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
⑩ 懲戒に係る権限の濫用禁止	第9条の3	・児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	
⑪ 衛生管理等	第10条第1項	・児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	
	第10条第2項	・児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
	第10条第4項	・児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	

⑫食事	第 1 1 条 第 1 項	・児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第8条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。					
	第 1 1 条 第 2 項	・児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。					
	第 1 1 条 第 3 項	・食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。					
	第 1 1 条 第 4 項	・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。					
	第 1 1 条 第 5 項	・児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。					
⑬入所者及び職員の健康診断	第 1 2 条 第 1 項	・児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。					
	第 1 2 条 第 2 項	・児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td><td>入所した児童に対する入所時の健康診断</td></tr><tr><td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	
	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断					
	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					
	第 1 2 条 第 3 項	・第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。	改正条文				
第 1 2 条 第 4 項	・児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。						

⑭ 内部の 規程	第13条第2 項	・保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 (7) 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 保育所の運営に関する重要事項	改正条文
⑮ 備える帳 簿	第14条	・児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	
⑯ 秘密保 持等	第14条の2 第1項	・児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	
	第14条の2 第2項	・児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	
⑰ 苦情へ の対応	第14条の3 第1項	・児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	
	第14条の3 第3項	・児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	
	第14条の3 第4項	児童福祉施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	
⑱ 設備の 基準	第32条	保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 ①乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。ただし、乳児又は満2歳に満たない幼児で、ほふくをするものを入所させ	一部本市独自 基準 改正条文

る保育所については、ほふく室を設けなければならない。

②乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65㎡以上であること。

③ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

④乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

⑤満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第94条第2項において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

⑥保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

⑦保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

⑧乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第2条第9号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	・屋内階段 ・屋外階段
	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段
3階	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段

	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段
4階以上	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段
	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段

※ 常用及び避難用をそれぞれ一つずつ設けなければならない。

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。二において同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

⑱ 設 備 の 基 準 の 特 例	第32条の2	・次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 ①幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 ②当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ③調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。 ④幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ⑤食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	
㉔職員	第33条第項	・保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。	
	第33条第2項	・保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、 <u>満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上</u> 、 <u>満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上</u> 、 <u>満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上</u> 、 <u>満4歳以上満5歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上</u> 、 <u>満5歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上</u> とする。ただし、各保育所につき2人を下ることはできない。	本市独自基準
㉕ 保 育 時 間	第34条	・保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。	
㉖ 保 育 の 内 容	第35条	・保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	
㉗ 保護者と の連携	第36条	・保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	

㊤ 業 務 の 質の評価	第36条の2 第1項	・保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
	第36条の2 第2項	・保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るように努めなければならない。	
㊥ 人 権 の 擁 護 及 び 虐 待 の 防 止		・ <u>児童福祉施設は、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u>	本市独自基準
㊦ 暴 力 団 の排除		・ <u>児童福祉施設の長及び児童福祉施設の入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該園長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であってはならない。</u> ・ <u>児童福祉施設は、その運営について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。</u>	本市独自基準

幼保連携型認定こども園に係る認可基準等の具体的な項目

京都市幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営の基準に関する条例

本市で定める基準は，基本的には国基準（※）どおりとし，現行の本市保育士配置基準を維持するため，一部独自基準を設けた。

※幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府，文部科学省，厚生労働省令第1号）

(1) 幼保連携型認定こども園（新設の場合）

（※表中の下線部分は本市独自基準）

項目 (条文番号は国府省令)		基準	備考																						
① 学級の編成の基準	第4条第1項	・満3歳以上の園児については、学級を編成するものとする。																							
	第4条第2項	・一学級の園児数は、35人以下を原則とする。																							
	第4条第3項	・学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。																							
② 職員の数等	第5条第1項	・幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。																							
	第5条第2項	・特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。																							
	第5条第3項	・幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数(員数)は、下表のとおりとする。ただし、当該職員の数に、常時2人を下回ってはならない。 <table><thead><tr><th rowspan="2">園児の区分</th><th colspan="2">員数</th></tr><tr><th>1号認定</th><th>2・3号認定</th></tr></thead><tbody><tr><td>満1歳未満の園児</td><td></td><td>おおむね3人について1人</td></tr><tr><td>満1歳以上満2歳未満の園児</td><td></td><td>おおむね5人について1人</td></tr><tr><td>満2歳以上満3歳未満の園児</td><td></td><td>おおむね6人について1人</td></tr><tr><td>満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね20人について1人</td><td>おおむね15人について1人</td></tr><tr><td>満4歳以上満5歳未満の園児</td><td>おおむね30人について1人</td><td>おおむね20人について1人</td></tr><tr><td>満5歳児以上の園児</td><td>おおむね30人について1人</td><td>おおむね25人について1人</td></tr></tbody></table> ・員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、教育、保育に直接従事する者の数とする。 ・員数に含めることができる副園長、教頭は、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録簿に登録された者とする。	園児の区分	員数		1号認定	2・3号認定	満1歳未満の園児		おおむね3人について1人	満1歳以上満2歳未満の園児		おおむね5人について1人	満2歳以上満3歳未満の園児		おおむね6人について1人	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人について1人	おおむね15人について1人	満4歳以上満5歳未満の園児	おおむね30人について1人	おおむね20人について1人	満5歳児以上の園児	おおむね30人について1人	おおむね25人について1人
園児の区分	員数																								
	1号認定	2・3号認定																							
満1歳未満の園児		おおむね3人について1人																							
満1歳以上満2歳未満の園児		おおむね5人について1人																							
満2歳以上満3歳未満の園児		おおむね6人について1人																							
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人について1人	おおむね15人について1人																							
満4歳以上満5歳未満の園児	おおむね30人について1人	おおむね20人について1人																							
満5歳児以上の園児	おおむね30人について1人	おおむね25人について1人																							

項目 (条文番号は国府省令)		基準	備考					
		・満3歳以上の園児に対する員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。 ・園長が専任でない場合は、原則として、上表に定める員数を1人増加するものとする。						
	第5条第4項	・幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上児に係る食事の提供について、外部搬入により調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。						
	第5条第5項	・幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 ①副園長又は教頭 ②主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 ③事務職員						
③園舎及び園庭	第6条第1項	・幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。						
	第6条第2項	・園舎は2階建以下を原則とする。ただし、特段の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。						
	第6条第3項、第4項	・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は1階に設けるものとする。ただし、耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー等、転落防止設備)を備える場合は、2階に設置することができる。 ・耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、3階以上に設置することができる(ただし、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない)。						
	第6条第5項	・園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。						
	第6条第6項	・園舎の面積は、幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に限る)を合算した面積を満たすこと。 ①幼稚園基準 <table border="1"><thead><tr><th>学級数</th><th>面積(㎡)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1学級の場合</td><td>180</td></tr><tr><td>2学級以上の場合</td><td>320+100×(学級数-2)</td></tr></tbody></table> ②保育所基準(以下の面積の合計) 乳幼児室…1. 65㎡×満2歳未満でほふくしない園児数 ほふく室…3. 3㎡×満2歳未満でほふくする園児数 保育室又は遊戯室…1. 98㎡×満2歳児の園児数	学級数	面積(㎡)	1学級の場合	180	2学級以上の場合	320+100×(学級数-2)
学級数	面積(㎡)							
1学級の場合	180							
2学級以上の場合	320+100×(学級数-2)							

項目 (条文番号は国府省令)		基準	備考						
	第6条第7項	・園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 ①満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 ②3. 3㎡×満2歳以上満3歳未満の園児数 【幼稚園基準】 <table><tr><th>学級数</th><th>面積(㎡)</th></tr><tr><td>2学級以下の場合</td><td>330+30×(学級数―1)</td></tr><tr><td>3学級以上の場合</td><td>400+80×(学級数―3)</td></tr></table> 【保育所基準】 3. 3㎡×満3歳児以上の園児数	学級数	面積(㎡)	2学級以下の場合	330+30×(学級数―1)	3学級以上の場合	400+80×(学級数―3)	
学級数	面積(㎡)								
2学級以下の場合	330+30×(学級数―1)								
3学級以上の場合	400+80×(学級数―3)								
④園舎に備えるべき設備	第7条 第1項～第5項	・園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。 ①職員室 ②乳児室又はほふく室 (満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る) ③保育室 (満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数を下回ってはならない) ④遊戯室 ⑤保健室 ⑥調理室 (満3歳以上児に対する食事の提供について、施設外で調理し搬入する幼保連携型認定こども園にあっては、調理室を置かないことができる。この場合、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。また、園内で調理し、食事を提供する園児数が20人に満たない場合は調理室を備えないことができるが、必要な調理設備を備えなければならない。) ⑦便所 ⑧飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 (飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別して備えなければならない)							

項目 (条文番号は国府省令)		基準	備考
	第7条第6項	・次に掲げる設備の面積は、次の面積以上とする。 ①乳児室…1. 65㎡×満2歳未満でほふくしない園児数 ②ほふく室…3. 3㎡×満2歳未満でほふくする園児数 ③保育室又は遊戯室…1. 98㎡×満2歳以上の園児数	
	第7条第7項	・園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。 ①放送聴取設備 ②映写設備 ③水遊び場 ④園児清浄用設備 ⑤図書室 ⑥会議室	
⑤園具及び 教具	第8条 第1項、2項	・幼保連携型認定こども園には、学級数、園児数に応じ、必要な種類及び数の園具、遊具を備えるとともに、常に改善、補充しなければならない。	
⑥教育及び 保育を行う 期間及び時 間	第9条第1項	・幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 ①毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならない。 ②教育に係る標準的な一日当たりの時間は、4時間とする。 ③保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とする。	
	第9条第2項	・前項③の保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。	
⑦子育て支 援事業の 内容	第10条	・幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努め、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。	
⑧掲示	第11条	・幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。	
⑨学校教育 法施行規則 の準用	第12条	・園児が履修することが困難な各教科は、園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。	

項目 (条文番号は国府省令)	基準	備考
⑩ 児 童 福 祉 施 設 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 の 準 用	第13条 第1項 以下の項目について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を準用する。 (一般原則) ・園児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。(第5条第1項) ・地域社会との交流を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。(第5条第2項) ・施設の目的を達するための必要な設備を設けなければならない。(第5条第4項) (職員の一般的要件) ・職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。(第7条の2第1項) ・職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。(第7条の2第2項) (入所した者を平等に取り扱う原則) ・園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならない。(第9条) ・職員は園児に対し、虐待等の行為をしてはならない。(第9条の2) ・園長は、懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。(第9条の3) (食事) ・保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、園内で調理する方法により行わなければならない。(第11条第1項) ・園児に食事を提供するときは、その献立は変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。(第11条第2項) ・食事は園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。(第11条第3項) ・調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りではない。(第11条第4項) ・園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。(第11条第5項)	

項目 (条文番号は国府省令)		基準	備考				
		(秘密保持) ・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(第14条の2第1項) ・職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じなければならない。(第14条の2第2項) (苦情への対応) ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(第14条の3第1項) ・教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、これに従って必要な改善を行わなければならない。(第14条の3第3項) ・(社会福祉法の規定に基づき都道府県社会福祉協議会に設置された)運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。(第14条の3第4項) (設備の基準) ・保育室等を2階に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。 <table><tr><td>常用</td><td> ・屋内階段 ・屋外階段 </td></tr><tr><td>避難用</td><td> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td></tr></table> ③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	常用	・屋内階段 ・屋外階段	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段	
常用	・屋内階段 ・屋外階段						
避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段						

項目 (条文番号は国府省令)	基準	備考										
	・保育室等を3階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。 ①耐火建築物であること。 ②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。 <table border="1" data-bbox="604 363 1630 874"> <tr> <td data-bbox="604 363 788 619" rowspan="2">3階に設ける 場合</td><td data-bbox="788 363 929 448">常用</td><td data-bbox="929 363 1630 448"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td></tr> <tr> <td data-bbox="788 448 929 619">避難用</td><td data-bbox="929 448 1630 619"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td></tr> <tr> <td data-bbox="604 619 788 874" rowspan="2">4階以上に 設ける場合</td><td data-bbox="788 619 929 703">常用</td><td data-bbox="929 619 1630 703"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 </td></tr> <tr> <td data-bbox="788 703 929 874">避難用</td><td data-bbox="929 703 1630 874"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 </td></tr> </table> ③ ①の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 ④調理室と調理室以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。 ・スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ・調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 ⑤換気、暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分(これに近接する部分を含む。)に防火上有効なダンパーが設けられていること。 ⑥壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ⑦保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ⑧非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ⑨カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	3階に設ける 場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段	4階以上に 設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段	
3階に設ける 場合	常用		・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段									
	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段										
4階以上に 設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段										
	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段										

項目 (条文番号は国府省令)		基準	備考
		(設備の基準の特例) ・満3歳以上の園児に対する食事の提供について、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、当該施設外で調理し搬入する方法により行うことができる。(第32条の2) (保護者との連絡) ・園長は、園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。(36条)	
	第13条 第2項	・幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、職員の一部を、併設する他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができ、また設備については、その一部について、併設する他の学校、社会福祉施設等に兼ねることができる。 ただし、園児の保育に直接従事する職員は、兼ねることができない。また、設備のうち、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、兼ねることができない。	
⑪ 幼稚園 の設置基準 の準用	第14条	・幼保連携型認定こども園は、運営上適切で、通園の際安全な環境に設置しなければならない。 ・幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。	
人権の擁護 及び虐待の防止		・幼保連携型認定こども園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置 <u>その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u>	本市独自基準
暴力団の排除		・幼保連携型認定こども園の園長及び園児又はその保護者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該園長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であってはならない。 ・幼保連携型認定こども園は、その運営について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。	本市独自基準

(2) 幼保連携型認定こども園（既存施設からの移行特例）

（※表中の下線部分は本市独自基準）

項目・条文	新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準	特例対象	既存施設からの移行特例	備考																										
附則第2条 第1項	・幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数(員数)は、下表のとおりとする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 <table><tr><th>園児の区分</th><th>員数</th></tr><tr><td>満1歳未満の園児</td><td>おおむね3人について1人</td></tr><tr><td>満1歳以上満3歳未満の園児</td><td>おおむね6人について1人</td></tr><tr><td>満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね20人について1人</td></tr><tr><td>満4歳以上の園児</td><td>おおむね30人について1人</td></tr></table>	園児の区分	員数	満1歳未満の園児	おおむね3人について1人	満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人について1人	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人について1人	満4歳以上の園児	おおむね30人について1人	「旧幼保連携」→ 「新幼保連携」	施行日から起算して5年間は、従前の例によることができる。 ・1号は幼稚園、2号・3号は保育所の基準を適用。 <table><tr><th>1号</th><th colspan="2">2号・3号</th></tr><tr><td rowspan="6">各学級(園児35人まで)に1人</td><td>満1歳未満の園児</td><td>おおむね3人について1人</td></tr><tr><td>満1歳以上満2歳未満の園児</td><td><u>おおむね5人について1人</u></td></tr><tr><td>満2歳以上満3歳未満の園児</td><td>おおむね6人について1人</td></tr><tr><td>満3歳以上満4歳未満の園児</td><td><u>おおむね15人について1人</u></td></tr><tr><td>満4歳以上満5歳未満の園児</td><td><u>おおむね20人について1人</u></td></tr><tr><td>満5歳児以上の園児</td><td><u>おおむね25人について1人</u></td></tr></table>	1号	2号・3号		各学級(園児35人まで)に1人	満1歳未満の園児	おおむね3人について1人	満1歳以上満2歳未満の園児	<u>おおむね5人について1人</u>	満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人について1人	満3歳以上満4歳未満の園児	<u>おおむね15人について1人</u>	満4歳以上満5歳未満の園児	<u>おおむね20人について1人</u>	満5歳児以上の園児	<u>おおむね25人について1人</u>	本市においては、従来から保育所における保育士配置基準を引き上げていたため、移行特例についてもこれまでの基準を引き継ぐ。
園児の区分	員数																													
満1歳未満の園児	おおむね3人について1人																													
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人について1人																													
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人について1人																													
満4歳以上の園児	おおむね30人について1人																													
1号	2号・3号																													
各学級(園児35人まで)に1人	満1歳未満の園児	おおむね3人について1人																												
	満1歳以上満2歳未満の園児	<u>おおむね5人について1人</u>																												
	満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人について1人																												
	満3歳以上満4歳未満の園児	<u>おおむね15人について1人</u>																												
	満4歳以上満5歳未満の園児	<u>おおむね20人について1人</u>																												
	満5歳児以上の園児	<u>おおむね25人について1人</u>																												
附則第2条 第2項	園舎及び園庭、園舎に備えるべき設備、園具及び教具	「旧幼保連携」→ 「新幼保連携」	当分の間、なお従前の例によることができる。																											
附則第3条	・副園長、教頭は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、 <u>かつ</u> 、保育士登録簿に登録された者とする。	「旧幼保連携」→ 「新幼保連携」	施行日から起算して5年間は、副園長、教頭は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、 <u>又は</u> 、保育士登録簿に登録された者としてすることができる。																											

項目・条文	新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準	特例対象	既存施設からの移行特例	備考
附則第4条 第1項	・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とするが、耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。	「幼」→ 「幼保連携」 (既存の施設を活用して幼保へ移行する場合に限る。以下同じ。)	・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とするが、園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えていれば、保育室等を2階に設置できる。	
	・園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 ①満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 ②満2歳の子どもについて、保育所基準による面積	「幼」→ 「幼保連携」	・園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 ①満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積 ②満2歳の子どもについて、保育所基準による面積 ※園庭の面積が、幼稚園基準の面積基準(1学級: 330 m ² 等)と、満2歳児の幼児について保育所面積基準(1人につき 3.3 m ²)とを合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくても可。	
	・設備面積に係る基準は、以下のとおり(保育所基準と同様)。 ①乳児室…1. 65m ² ×満2歳未満でほふくしない園児数 ②ほふく室…3. 3m ² ×満2歳未満でほふくする園児数 ③保育室又は遊戯室…1. 98m ² ×満2歳以上の園児数	「幼」→ 「幼保連携」	・設備面積に係る基準は、以下のとおり。 ①乳児室…1. 65m ² ×満2歳未満でほふくしない園児数 ②ほふく室…3. 3m ² ×満2歳未満でほふくする園児数 ※園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が、幼稚園基準(1学級:180 m ² 等)以上である場合は、保育所設備運営基準の保育室又は遊戯室の面積(子ども1人につき 1.98 m ²)を満たさなくても可。	

項目・条文	新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準	特例対象	既存施設からの移行特例	備考						
附則第4条 第2項	・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とするが、耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。	「保」→ 「幼保連携」	・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とするが、耐火建築物又は準耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。							
	・園舎の面積は、幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に限る)を合算した面積を満たすこと。 ①幼稚園基準 <table><tr><td>学級数</td><td>面積(㎡)</td></tr><tr><td>1学級の場合</td><td>180</td></tr><tr><td>2学級以上の場合</td><td>320+100×(学級数—2)</td></tr></table> ②保育所基準 以下の面積の合計 乳幼児室…1. 65㎡×満2歳未満でほふくしない園児数 ほふく室…3. 3㎡×満2歳未満でほふくする園児数 保育室又は遊戯室…1. 98㎡×満2歳児の園児数	学級数	面積(㎡)	1学級の場合	180	2学級以上の場合	320+100×(学級数—2)	「保」→ 「幼保連携」	・満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準(子ども1人につき 1.98 ㎡以上)を満たしている場合は、幼稚園の園舎面積基準(1学級: 180 ㎡等)を満たさなくても可。	
	学級数	面積(㎡)								
1学級の場合	180									
2学級以上の場合	320+100×(学級数—2)									
・園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 ①満3歳以上の子どものに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 ②3. 3㎡×満2歳以上満3歳未満の園児数	「保」→ 「幼保連携」	・満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場及び運動場の面積が、保育所基準(子ども1人につき 3.3 ㎡以上)を満たしている場合は、幼稚園の運動場面積基準(1学級: 330 ㎡等)を満たさなくても可。								

項目・条文	新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準	特例対象	既存施設からの移行特例	備考						
	【幼稚園基準】 <table><tr><td>学級数</td><td>面積(㎡)</td></tr><tr><td>2学級以下の場合</td><td>330+30×(学級数―1)</td></tr><tr><td>3学級以上の場合</td><td>400+80×(学級数―3)</td></tr></table> 【保育所基準】 3. 3㎡×満3歳児以上の園児数	学級数	面積(㎡)	2学級以下の場合	330+30×(学級数―1)	3学級以上の場合	400+80×(学級数―3)			
学級数	面積(㎡)									
2学級以下の場合	330+30×(学級数―1)									
3学級以上の場合	400+80×(学級数―3)									
附則第4条 第3項	・園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。	「幼」又は「保」→「幼保連携」	・満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積(1人につき 3.3 ㎡)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、代替地の面積算入を認める。 ①園児が安全に移動できる場所であること ②園児が安全に利用できる場所であること ③園児が日常的に利用できる場所であること ④教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること							

家庭的保育事業等の認可基準の概要

資料5

1 対象児童

3号認定子ども（0～2歳児）。ただし、山間地等のため受入先の確保が困難な場合は、2号認定子ども（3～5歳児）も特例給付の支給対象となる。

2 定員、保育従事者、保育室等の基準

			定員	保育従事者	保育従事者配置基準	保育室等の面積基準
家庭的保育事業			5人以下	家庭的保育者（保育士）、 家庭的保育補助者 ＊いずれも研修修了者	家庭的保育者は3：1 保育補助者を置く場合 は5：2	3人以下の場合は9.9㎡ 4人の場合は13.2㎡ 5人の場合は16.5㎡
小規模 保育事業	A型		6人～19人	すべて保育士	0歳児は3：1	0・1歳児は1人当たり3.3㎡ 2歳児は1人当たり1.98㎡
	B型			保育士が半分以上。保育 士以外は研修修了者	1・2歳児は6：1 上記に1名加える	
	C型		6人～10人（新制 度施行日から5年間 は6人～15人）	家庭的保育者（保育士）、 家庭的保育補助者 ＊いずれも研修修了者	家庭的保育者は3：1 保育補助者を置く場合 は5：2	1人当たり3.3㎡
居宅訪問型保育事業				家庭的保育者（保育士） ＊研修修了者	1：1	事業運営を行うために必要な広さを有する専 用の区画
事業所内 保育事業	保育所型		20人以上（従業員 の児童含む）	すべて保育士	0歳児は3：1 1・2歳児は6：1	○乳児室：1.65㎡×0・1歳でほふくしない児童数 ○ほふく室：3.3㎡×0・1歳でほふくする児童数 ○保育室：1.98㎡×2歳児数
	小規模型	A型	19人以下（従業員 の児童含む）	すべて保育士	0歳児は3：1	0・1歳児は1人当たり3.3㎡ 2歳児は1人当たり1.98㎡
		B型		保育士が半分以上。保育 士以外は研修修了者	1・2歳児は6：1 上記に1名加える	

＊ 屋外遊戯室（公園等の代替地も可）は、2歳以上の児童数×3.3㎡以上必要（居宅訪問型保育事業を除く）。

3 2階に保育室を設ける場合の設備基準

(1) 本則

保育室等を2階に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。

- ①耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- ②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。

常用	・屋内階段 ・屋外階段
避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段

- ③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(※備考) 本市では、3階以上に保育室を設ける小規模保育事業所は存在しない。

(2) 経過措置

本市では、既存の屋間里親が子ども・子育て支援新制度における小規模保育事業に円滑に移行できるよう、条例で以下の経過措置を設けている。

条例施行日の前日において家庭的保育事業等を運営している事業者については、条例施行後5年間は、2階以上に保育室等を設ける場合における耐火基準・防災設備等の設置に関する基準を適用しない。

ただし、当該経過措置を適用する事業所に対しては、安全対策として、消防機関に通報する火災通報装置の設置を義務付ける。